

奈良県告示第五百六十五号

次に掲げる出納員の印は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

一 平成元年三月奈良県告示第八百二十九号で告示した奈良県新公会堂に勤務する出納員の印

二 平成十三年三月奈良県告示第六百十七号で告示した奈良県立大学に勤務する出納員の印

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾